

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第六十五号

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年九月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「定款又は寄附行為の写し及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 その他知事が必要と認める書類

第九条第二項に次の一号を加える。

三 分割による営業者の地位の承継の届出の場合

ア 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

イ 分割の年月日

第九条第三項第二号中「定款又は寄附行為の写し」を「登記事項証明書」に改め、同項に次の一号を加える。

三 分割による営業者の地位の承継の届出の場合 登記事項証明書

第十条第二項第一号中「許可指令書」を「営業許可証」に改める。

第一号様式中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「住所」を「住所」  
(電話)

「				
				m <sup>2</sup>
を				
「				
				面積
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
に改め				
)」に、				

る。 [ ]

第二号様式その一中「在 所」を「在 所 (電話 )」に

「指令番号」を「許可番号」に改め、同様式その二中「所在地」を「所在地」

(電話 )に「指令番号」を「許可番号」に、「定款又は寄附行為の

写し」を「発起人等証明書」に改め、同様式に次のように加える。

その3 (分割の場合)

興行場営業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

(電話 )

名称

代表者の氏名 印

興行場の営業者の地位を分割により承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

興行場の名称		
興行場の所在地	(電話)	
興行場の種別		
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号	
分割前 の法人	名称	
	主たる事務 所の所在地	
	代表者の氏 名	
分割年月日		

添付書類 登記事項証明書

第三号様式中「住所」を「届出者住所」(電話)として「

変更の事項	
変更の事項	変更の事項

指令番号」を「許可番号」として

--	--

に改める。

第四号様式中「住所」を「住所」(電話)として「指令番号」を「許可番号」に、「許可指令書」を「逆業許可証」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の興行場法施行条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の興行場法施行条例施行規則の

相当規定により提出された書類とみなす。